

働き方改革 勝 お手伝いします!

専門家(社会保険労務士)がサポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、 課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

ご相談無料

専門家による企業訪問

事業所を最大6回まで 無料で訪問

無料サポート

・セミナー開催 セミナー講師派遣



働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

30 0120-172-223 **30** 083-902-3512

〒753-0083 山口市後河原25番地 愛山会ビル2階

野崎 平日9:00~17:00(土・日・祝・12/29~1/3を除く)

メール yamaguchi@workstylereform.net

HP https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/





働き方改革サポートオフィス山口

@083-902-3512

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。 メールでのご相談も承ります。

E-mail: yamaguchi@workstylereform.net

HPからも お申し込みいただけます。



企業相談 FAX 申込書							
会 社 名							
住 所							
TEL							
従業員数			業	種			
担当者名	耼	名		氏名			
□企業訪問	希望日	第	1 希望	月	В	時~	
	************************************	第	2 希望	月	B	時~	
│	話・メール・FAXにてご予約いただき ますようお願い申し上げます。	第	3 希望	月	В	時~	
	ご相談内	容					
│ □ 同一労働・同一賃金(不合理な待遇差の禁止) □ 改正育児・介護休業法							
□ 働き方改革関連法全般			□年次有給休暇の取得				
□ 時間外労働の上限規制 □ 人材確保に資する技術的な相談			相談				
□ 就業規則の整備・見直し □ テレワーク導入の際の貿			祭の留意品	点			
□ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備 □ ハラスメント対策							
□助成金の活用			□その他	(,)

働き方改革関連法への対応はお済みですか?~働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします~

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、 それに対応した「働き方改革関連法」が2019年から順次施行されています。

以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者がご相談に応じます。

「働き方改革関連法」 に関する法改正 (関心のある項目の□にチェックを入れてみましょ	メましょう)
---	--------

E	
	□ 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ(2023年4月~)
	□ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(中小企業2021年4月~)
	□ 時間外労働の上限規制の導入(中小企業2020年4月~)
	□ 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入(2024年4月~)
	※医師の時間外労働の上限規制の導入については、山口県医療勤務環境改善支援センターを紹介します
	□ 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月~)
	□ 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月~)
	□ 「勤務間インターバル制度」の導入促進(2019年4月~)

人事労務担当者の皆様へ

以下のチェックリストのいいえに該当する際は、下記へお気軽にお電話ください。

社会保険労務士が無料でご相談に応じます。	はい	いいえ
・パートタイム・有期雇用労働者について、正社員と同一の通勤手当・精皆		
勤手当・慶弔休暇が付与されていますか?		
・すべての社員において、最低賃金を上回る額を支給されていますか?		
・パートタイム・有期雇用労働者の労働条件通知書に「昇給の有無」・「賞与		
の有無」・「退職金の有無」・「相談窓口」の記載がありますか?		
・パートタイム・有期雇用労働者の就業規則に、正社員転換措置が講じられ		
ていますか?		
・60 時間超えた際の計算方法が就業規則に明記されていますか?		
・60 時間を超えた場合の時間外手当の計算方法について、就業規則に記載		
していますか?		
・時間外勤務が月45時間、年間360時間超える場合に、特別条項の		
36 協定を結んでいますか?		
・パワハラ防止の措置について、就業規則内に定め(服務規程や懲戒規程な		
ど) がありますか?		
・ハラスメント防止のポスターを掲示されていますか?		
また、相談窓口はありますか?		
・年次有給休暇の時間単位取得にあたり、労使協定を結んでいますか?		
・育児について「柔軟な働き方を実現するための措置」について、就業規則		
に規定されていますか?		
・男性の育児休暇を取得しやすい環境ですか?		
・パートタイム・有期雇用労働者の人材について活用を考えていますか。		
・くるみん、えるぼし認定を目指したいですか?		
・テレワークの導入を検討したことがありますか?		
・業務改善助成金、キャリアアップ助成金、両立支援助成金について、申請		
を検討したいと考えていますか?		
[2011] [2017] [2017] [2017] 2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017] [2017]	\$ 1 P. 1	

働き方改革サポートオフィス山口

TEL: 0 1 2 0 - 1 7 2 - 2 2 3